

(事業所名)

取扱職種の範囲等 ※許可証より転記してください

- ・当事業所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

※求人者・求職者双方に対して、1 ((1)～(3))、2 ((1)又は(2)) 両方の明示が必要です。
選択して記載してください。

1. 求人者から徴収する手数料

(1) 厚生労働省令で定める手数料(上限制手数料)

- ・別紙の手数料表により申し受けます。 ※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません

(2) 届出制手数料

- ・別紙の手数料表により申し受けます。 ※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません

(3) 労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

- ・労災保険料に充てる額として、当該者の賃金の1000分の5.5(令和3年4月現在)以下の手数料を申し受けます。

2. 求職者から徴収する手数料

(1) 手数料は一切申し受けません。 ※手数料を徴収しない場合

(2) 手数料を徴収する場合

- ・別紙の手数料表により申し受けます。 ※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の〇〇です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の〇〇です。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

返戻金制度に関する事項 ※1・2から選択してください。

1. 返戻金制度を設けている場合

※設定している返戻金制度について具体的に記載。なお、「個々の契約により異なる」は不可

- ・紹介した人材が、自己の都合により1カ月未満で退職した場合は紹介手数料の〇%相当額、3カ月未満で退職した場合は〇%相当額、6カ月未満で退職した場合は〇%相当額を返金します。

2. 当紹介所は、返戻金制度を設けていません。 ※返戻金制度を設けていない場合